

# 東京都耐震改修促進計画の変更（素案）

平成20年1月

東京都

## 東京都耐震改修促進計画の変更について

- 東京都は、地震による被害の半減を目指し、都内の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的かつ総合的に促進するため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）に基づき、平成19年3月に東京都耐震改修促進計画を策定した。
- この計画は、平成18年度から平成27年度までを計画期間とし、住宅・建築物の耐震化の目標や施策の方向について定めている。
- 今回、この計画に基づく取組の拡充を図るため、以下の点について計画の一部変更を行う。

### 主な変更内容

#### 「地震発生時に閉塞を防ぐべき道路」の指定を3路線から緊急輸送道路全路線に拡大

- 地震により緊急輸送道路等の防災上重要な道路の沿道の建築物が倒壊し、道路閉塞を起こした場合、広域的な避難や救急・消火活動に大きな支障を来し、甚大な被害につながるおそれがある。また、地震発生後の緊急物資等の輸送や、復旧及び復興活動を困難にさせることが見込まれる。
- このため、耐震改修促進法第5条第3号第1号の規定に基づき、東京都耐震改修促進計画において、地震発生時に閉塞を防ぐべき道路をあらかじめ指定し、沿道の建築物について、重点的に耐震化を促進することとしている。
- 東京都が平成18年12月に策定した「10年後の東京」では、緊急輸送道路の沿道の建築物について、100%耐震化することを目標としている。
- 現在は、緊急輸送道路のうち、モデル的に次の3路線（約38km）を指定するとともに、その沿道の一定要件に該当する建築物について、耐震化促進のための支援を行っている。

ア	中央通り及び第一京浜（中央区日本橋一丁目～大田区東六郷三丁目）	約18km
イ	新宿通り及び甲州街道（千代田区麹町一丁目～世田谷区大原一丁目）	約9km
ウ	蔵前橋通り（文京区湯島二丁目～葛飾区奥戸四丁目）	約11km
- 今後は、「10年後の東京」の目標の実現に向け、地震発生時に閉塞を防ぐべき道路として、緊急輸送道路の全路線（総延長約1,970km）を指定し、沿道建築物の耐震化の促進に取り組んでいく。

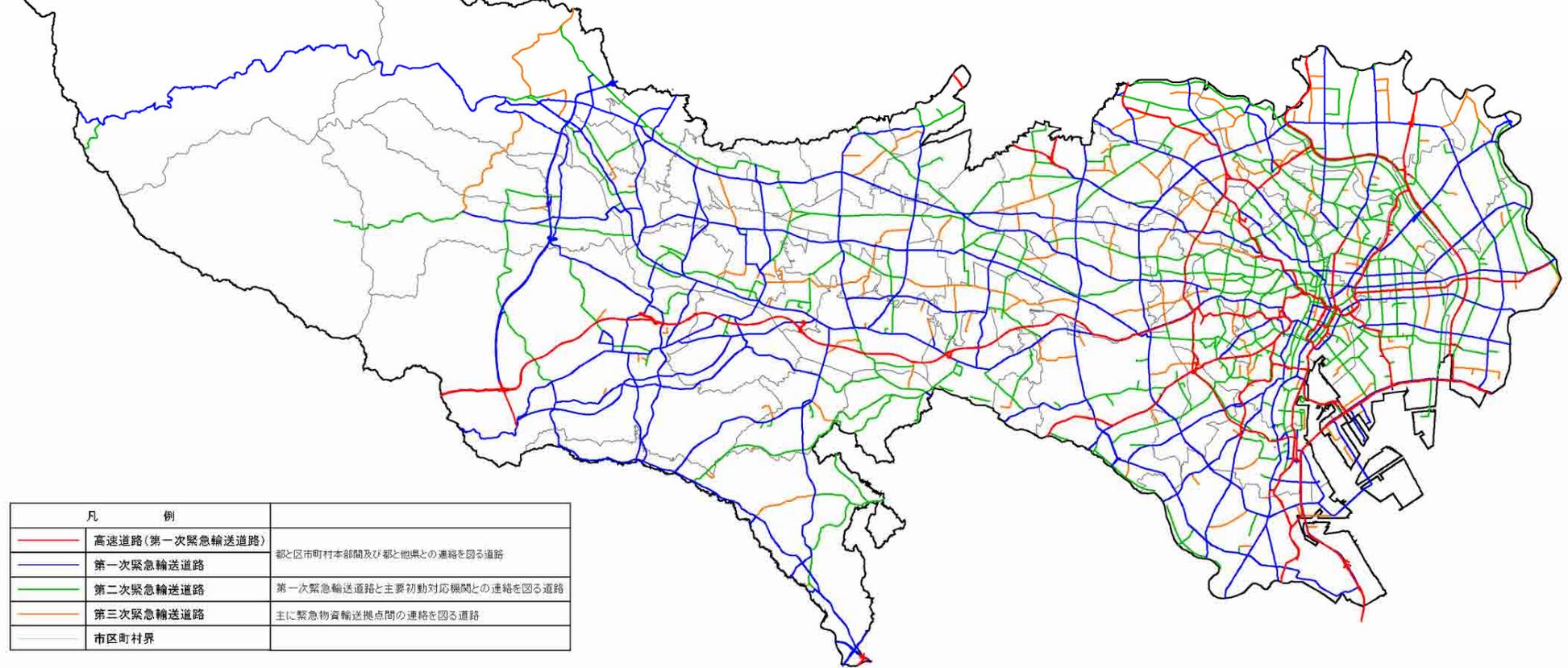


現行の指定路線

#### 分譲マンションの耐震化促進のための支援策を拡充

- 分譲マンションの耐震化を図るために不可欠な区分所有者等の合意形成を一層促進するため、これまでの耐震診断助成に加え、耐震改修助成を実施する。

## 地震発生時に閉塞を防ぐべき道路として指定する道路(変更後)



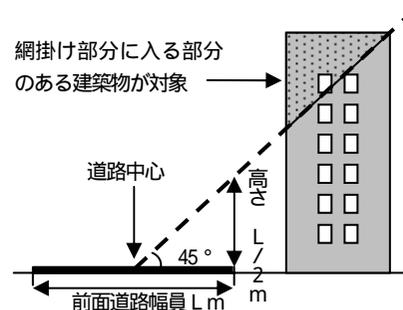
### 耐震化の対象となる建築物

次のすべての要件を満たすもの

- 1 昭和56年の耐震基準改正以前に建築
- 2 建物の高さが前面道路幅員に応じて一定以上(右図)
- 3 敷地が指定道路に接する

対象建築物の所有者は、耐震改修促進法第6条の規定により、当該建築物について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めることとされています

前面道路幅員が12mを超える場合



前面道路幅員が12m以下の場合

